

令和 5 年 3 月 8 日
東京都労働委員会事務局

東京都労働委員会をご利用になる皆様へのお願い

東京都労働委員会事務局では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、3月13日から5月7日までの間、基本的な感染防止対策を行いつつ、下記のとおり取り扱いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

記

1 相談、書面の提出

(1) 相談

窓口での相談のほか、電話やWebによる相談（労働争議調整申請、不当労働行為救済申立て及び労働組合資格審査申請の手續に関するもの）もできます。

(2) 書面の提出

労働争議調整申請、不当労働行為救済申立て及び労働組合資格審査申請は、来庁をお願いしますが、係属中の労働争議調整事件、不当労働行為事件等の書面は、郵送、ファクシミリ又は東京共同電子申請サービスによる書面の提出もできます。

2 来庁者の皆様の感染防止対策

- (1) 来庁者の皆様の安全確保のため、来庁の際は、手指の消毒をお願いします。マスクの着脱につきましては、皆様のご判断でお願いしますが、審問の傍聴など、人が密集する状況ではマスクの着用を推奨します。
- (2) 飛沫感染防止のため、受付や調査室にはパーテーション等を設置します。
- (3) これまで行っていた調査室及び審問室内の人数制限は、原則行いませんが、座席の間隔を一定程度確保する必要から、入室できない場合があります。

【問合せ先】

東京都労働委員会事務局
審査調整課
電話 03-5320-6986